

中華人民共和国国家情報法（仮訳）

（2017年6月27日第十二期全国人民代表大会常務委員会第二十八回会議にて採択。2018年4月27日第十三期全国人民代表大会常務委員会第二回会議『「中華人民共和国国境衛生検疫法」など六本の法律を改正する決定』にて改正採択。）

目 録

第一章 総 則

第二章 国家情報工作機関の職権

第三章 国家情報工作の保障

第四章 法的責任

第五章 附 則

第一章 総 則

第一条 国家情報工作の強化と保障、また国の安全と利益を維持するため、憲法に基づき、本法を制定する。

第二条 国家情報工作は、総合的国家安全観を堅持し、国の重大な意思決定のために情報を参考として提供し、国家安全を脅かすリスクの防止と解消に情報支援を提供し、国の政権、主権、統一および領土保全、人民の福祉、経済社会の持続可能な発展および国のその他の重大な利益を維持する。

第三条 国は、集中統一、分掌協業、科学的、効率的な国家情報体制を構築し整備する。

中央国家安全指導機構は、国家情報工作に対し統一的指導を行い、国家情報工作の方針・政策を策定し、国家情報工作の全体的な発展を計画し、国家情報工作の調整メカニズムを構築・整備し、各分野の国家情報工作を統括・調整し、国家情報工作における重大事項を研究し決定する。

中央軍事委員会は、軍の情報工作の統一的指導を行い、組織する。

第四条 国家情報工作は、公開工作と秘密工作の結合、専門工作と大衆路線の結合、分掌責任と協業・連携の結合という原則を堅持する。

第五条 国家安全機関および公安機関の情報機構、軍の情報機構（以下総称して「国家情報工作機関」という。）は、職責分掌に従い相互に連携して情報工作を実施し、情報活動を展開する。

関係する各国家機関は、それぞれの職能と任務分掌に基づき、国家情報工作機関と緊密に連携しなければならない。

第六条 国家情報工作機関およびその工作人員は、国と人民に忠実であり、憲法および法律を遵守し、職務に忠実で、規律を厳守し、清廉潔白で、私心なく奉仕し、国の安全と利益を断固として守らなければならない。

第七条 いかなる組織および公民も、法に沿って国家情報工作を支持し、これに協力、連携し、知り得た国家情報工作の秘密を保持しなければならない。

国は、国家情報工作を支持し、これに協力、連携する個人および組織を保護する。

第八条 国家情報工作は、法に沿って進め、人権を尊重・保障し、個人および組織の合法的権益を守らなければならない。

第九条 国は、国家情報工作において重大に貢献した個人および組織に対し、表彰および報奨を与える。

第二章 国家情報工作機関の職権

第十条 国家情報工作機関は、工作の必要に基づき、法に沿った必要な方法、手段およびルートを用いて国内外において情報工作を展開する。

第十一条 国家情報工作機関は、国外の機関・組織・個人が実施した、もしくは他人に実施の指示や資金援助をした、もしくは国内外の機関・組織・個人が結託して実施した中華人民共和国の国家安全と利益を脅かす行為に関する情報を法に沿って収集・処理し、上記行為の防止・阻止・処罰のための情報根拠または参考として提供しなければならない。

第十二条 国家情報工作機関は、国の関連規定に従い、関係個人および組織と協力関係を構築し、関連工作の実施を委託することができる。

第十三条 国家情報工作機関は、国の関連規定に従い、対外交流および協力を展開することができる。

第十四条 国家情報工作機関は、法に沿った情報工作を実施するにあたり、関係機関、組織および公民に対し、必要な支持、協力および連携を求めることができる。

第十五条 国家情報工作機関は、工作の必要に基づき、国の関連規定に従い、厳格な承認手続きを経て、技術偵察措置および身分保護措置を講じることができる。

第十六条 国家情報工作機関の工作人員は、法に沿って任務を執行する際、国の関連規定に基づき、承認を経て、対応する証明書を提示することにより、立入り制限区域・場所に入ることができ、関係機関、組織、個人に対し関連状況の聞き取り、質問を行うことができ、関連する档案、資料、物品を閲覧または調達することができる。

第十七条 国家情報工作機関の工作人員は、緊急任務の執行上必要である場合、対応する証明書を提示することにより、通行の便宜を享受することができる。

国家情報工作機関の工作人員は、工作の必要に基づき、国の関連規定に従い、関係機関、組織および個人の交通手段、通信手段、敷地および建物を優先的に使用する、もしくは法に沿って収用することができ、また必要時には関連する作業場所および設備や施設を設置することができる。任務完了後は遅滞なく返還する、もしくは原状回復すると共に、規定に従い対応する費用を支払わなければならない。損失をもたらした場合は、補償しなければならない。

第十八条 国家情報工作機関は、工作の必要に基づき、国の関連規定に従い、税関、出入国・国境警備検査などの機関に対し、検査免除などの便宜の提供を要請することができる。

第十九条 国家情報工作機関およびその工作人員は、法に沿って厳格に職務を遂行しなければならない。越権行為や職権濫用があってはならず、公民および組織の合法的権益を侵害してはならず、職務上の便宜を利用して自身または他人のために私利を図ってはならず、国家秘密、商業秘密および個人情報を漏洩してはならない。

第三章 国家情報工作の保障

第二十条 国家情報工作機関およびその工作人員は、法律に沿って情報工作を展開し、法的保護を受ける。

第二十一条 国は国家情報工作機関の設立を強化し、その機関の設置、人員、編成、経費、資産について特別管理を実施し、特別保障を与える。

国は情報工作の需要に適した人員の採用、選考、考課、研修、待遇、離脱などの管理制度を構築する。

第二十二条 国家情報工作機関は情報工作の需要に適応し、情報工作を展開する能力を高めなければならない。

国家情報工作機関は科学技術的手法を活用し、情報に対する鑑別、選別、統合および分析判断のレベルを高めなければならない。

第二十三条 国家情報工作機関の工作人員が任務遂行において、もしくは国家情報工作機関と協

力関係にある者が国家情報工作の協力において、その本人または近親者の身体の安全に脅威が及ぶ場合、国家関係部門は必要な措置を講じて保護、救出を行うものとする。

第二十四条 国家情報工作に貢献すると共に、配置を必要とする人員に対しては、国は適切な配置を行う。

公安、民政、財政、衛生、教育、人的資源社会保障、退役軍人事務、医療保障などの関係部門および国有企業事業者は、国家情報工作機関の配置業務が円滑に進むよう協力しなければならない。

第二十五条 国家情報工作の遂行または国家情報工作の支持、協力、連携により負傷、障害を負う、もしくは犠牲者となり死亡に至った人員に対しては、国の関連規定に従い相応の慰労優遇を与える。

個人および組織が国家情報工作の支持、協力、連携により財産の損失を被った場合、国の関連規定に従い補償を与える。

第二十六条 国家情報工作機関は、健全で厳格な監督および安全審査制度を確立し、工作人員の法令遵守・規律遵守などの状況を監督すると共に、法に沿って必要な措置を講じ、定期的もしくは不定期に安全審査を実施しなければならない。

第二十七条 いかなる個人および組織も、国家情報工作機関およびその工作人員の越権行為、職権濫用その他の違法・規律違反行為について、告発・告訴する権利を有する。告発、告訴を受理した関係機関は、遅滞なく調査・処分を行うと共に、その結果を告発者、告訴者に通知しなければならない。

いかなる個人および組織も、国家情報工作機関およびその工作人員を法に基づき告発、告訴した個人および組織に対し抑圧や報復攻撃を行ってはならない。

国家情報工作機関は、個人および組織が状況を告発、告訴、報告するための便宜的経路を提供し、告発者、告訴者のために秘密保持しなければならない。

第四章 法的責任

第二十八条 本法の規定に違反し、国家情報工作機関およびその工作人員による法に沿った情報工作の展開を妨害した場合、国家情報工作機関が関連機関に対し処分を勧告する、もしくは国家安全機関、公安機関が警告処分または15日以下の拘留を科す。犯罪を構成する場合、法に沿って刑事責任を追及する。

第二十九条 国家情報工作に関連する国家秘密を漏洩した場合、国家情報機関により関係機関に対し処分を勧告する、もしくは国家安全機関、公安機関が警告処分または15日以下の拘留を科す。犯罪を構成する場合、法に沿って刑事責任を追及する。

第三十条 国家情報工作機関の工作人員またはその他の関係者になりすまし、詐欺、恐喝などの行為があった場合、『中華人民共和国治安管理処罰法』の規定に従い処罰する。犯罪を構成する場合、法に沿って刑事責任を追及する。

第三十一条 国家情報工作機関およびその工作人員が、越権行為、職権濫用、公民および組織の合法的権益侵害、職務上の便宜を利用し自身または他人のために私利を図ること、および国家秘密、営業秘密、個人情報の漏洩などの違法・規律違反行為を行った場合、法に沿って処分を科す。犯罪を構成する場合、法に沿って刑事責任を追及する。

第五章 附 則

第三十二条 本法は2017年6月28日より施行する。